

○財務省告示第二百二十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年六月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年七月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百三十九回）

二 発行の根拠 法律及びその法律の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I

(一) 年
○ 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は、払込金額に追加、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い
込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるものに
よつては、前記(一)の算式に
より算出した金額から該金を
額に百分の二十・三・五を乗
じた金額(ただし、三・一を乗
を發行時にあたし、取得する者
が非居住者又は外国法人であ
る場合は、前記(一)の算式に
より算出した金額に該非居
住者又は外国法人が適用した
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができる。

